

足立区不燃建築物促進助成条例を公布する。

平成26年10月27日

足立区長 近藤 弥生

足立区条例第66号

足立区不燃建築物促進助成条例

足立区不燃建築物促進助成条例（昭和59年足立区条例第28号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、足立区の不燃化促進区域内において不燃建築物を建築する者及び耐火建築物等以外の既存建築物を除却する者に対し、当該建築、除却等に要する費用の一部を助成することにより建築物の不燃化を促進し、もって災害に強いまちの実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 不燃建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は規則で定める準耐火建築物をいう。

（2） 耐火建築物等 法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物のうち、昭和56年6月1日以後に法第6条又は第6条の2の確認を受けた建築物をいう。

（3） 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。

（4） 建築主 法第2条第16号に規定する建築主をいう。ただし、規則で定める建築方式により建築する場合は、当該規則で定め

る者をいう。

(5) 不燃化促進区域 大規模な地震等により発生する火災から住民の安全を確保するため、区長が建築物の不燃化を促進する必要があると認めて指定した区域をいう。

(6) 地区整備指針 区長が地区整備構想に関する事項、建築物の建築に関する事項及び都市基盤整備に関する事項を不燃化促進区域ごとに定めたものをいう。

(不燃化促進区域の指定)

第3条 区長は、期間を定めて不燃化促進区域を指定するものとする。

2 区長は、前項の規定により不燃化促進区域を指定したときは、その旨を告示し、かつ、関係図書を公衆の縦覧に供しなければならない。

(助成金の交付対象)

第4条 助成金は、不燃化促進区域内で、前条第1項の期間内に関係法令、地区整備指針及び規則で定める建築基準に適合する不燃建築物を建築する建築主又は耐火建築物等以外の既存建築物を除却する者（以下「除却者」という。）のうち、次の各号に該当する者に対して、予算の範囲内で交付する。

(1) 個人（事業を営む個人を除く。）

(2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者である会社

(3) 前2号のほか、規則で定める者

2 前項の規定により助成金の交付を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、この助成金を交付しない。ただし、区長が特に必要と認める場合については、この限りでない。

(1) 既存の耐火建築物等を取り壊し、従前の敷地に新築する者

(2) 既存の耐火建築物等に増築する者

(3) 高架の工作物内に建築物を建築する者

(4) 仮設建築物を建築する者

(5) 都市計画施設の区域内に建築物を建築する者

(6) この条例による助成金と類似した国、都又は区による助成金、補助金又は補償費の交付を受けた者

3 不燃化促進区域の内外にわたり不燃建築物を建築する場合は、当該建築物の全部が不燃化促進区域内にあるものとみなして、この条例を適用する。ただし、不燃化促進区域外に増築又は改築する場合には、この限りでない。

(助成金額の算定)

第5条 建築主（当該建築主が2人以上である場合は、それらの代表者）に対して交付する助成金の額は、助成対象建築物の3階まで（地階を除く。）の延べ面積に応じて算定する基本的な助成金（以下「基本助成金」という。）及び諸経費の負担状況等に応じて加算する助成金（以下「加算助成金」という。）の合計額とする。

2 基本助成金、加算助成金及び除却者に対して交付する助成金の額は、規則で定める。

(助成金の交付手続)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより助成申請を行い、内定を受けた後に建築又は除却の工事を実施し、当該工事の完了後に区長の助成金交付決定を受けなければならない。

(建築主に対する助言等)

第7条 区長は、助成金の交付に際して、建築主又は除却者に対して条件を付することができる。

2 区長は、必要があると認めるときは、建築主に対して当該建築物について防災性能の強化が図られるよう助言・指導を行うことができる。

(決定の取消し等)

第8条 区長は、助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 前条第1項の規定により区長の付した条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、交付を受けた建築主に対して、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の足立区不燃建築物促進助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に助成金の交付申請を行う者について適用し、交付申請がこの条例の施行の前日のものについては、なお従前の例による。